

第18回河川整備計画策定専門家委員会における意見等について

【石神井川上流地下調節池整備事業について（事業の投資効果）】

整理番号	ご意見・ご提案（要旨）	回答
1	都の河川整備の目標は年超過確率 1/20 の規模の降雨に対応することとしているが、年平均被害軽減期待額の算出では、年超過確率を 1/10 として計算している。この理由を教えてください。	河川整備計画では、年超過確率 1/20（区部では時間 75mm）を目標整備水準としているが、これには流域対策分 10mm が含まれている。石神井川上流地下調節池の整備期間は 13 年間を見込んでおり、流域対策を 13 年間で完成させることは困難である。よって、流域対策分 10mm 分を除いた時間 65mm に対応する年超過確率 1/10 として B/C の算出を行っている。
2	資産データについて、畑などが 0ha にも関わらず、農漁家数が 1 以上なのはなぜか。	一般資産等基礎数量について、計算に使用したメッシュデータには、農漁家数が含まれている。一方、水田面積や畑面積については、1ha に満たないことから 0ha と表記されている。また、費用についても百万円単位で算出していることから、農作物被害額についても 0 百万円となっている。
3	調節池の整備期間については 13 年間を見込んでいるとのことであったが、減価償却は見込んでいるのか。	減価償却は見込んでいる。整備が完了してから 50 年間として計算を行っている。
4	事業費は物価上昇が反映されているが、便益は同様に反映されているのか。	便益の物価上昇については前回と同様に見込んでいない。
5	一般家屋の建て直しや公共土木施設の復旧に要する費用も物価高騰の影響を受けるなど、被災時期によって被害額が異なるものだが、そうした影響を吸収するのが社会的割引率という考え方だと理解している。今後、短い期間での物価の変化について、どの時点の物価を指数にするのか基準を整理していくのが望ましい。	事業再評価などの機会において、被害額算出の考え方についてどのように扱うべきか検討していきたい。
6	物価上昇はデフレーターを用いているが、基準年度より前の時点では 1.0 としている。実数化された過去の物価高騰が反映されているという理解で正しいか。	デフレーターは、過去の費用について貨幣価値を変えていくものと認識している。将来予測は困難であるとマニュアルにも記載されているため、将来の費用においてはデフレーターを用いていない。な

		お、デフレーターは令和4年度であるため、令和5年度は1.0として計算している。
7	便益となる一般資産額の原単位の更新時点と、コストとなる事業費の更新時点が異なっている。可能であれば、時点を揃えた方が好ましい。	資産額と事業費の算出時点は異なっており、今後どのように時点を整合させていくか検討していきたい。
8	今回の費用便益分析では、社会的割引率を4%とし計算を行っている。一方、国では、1%、2%で計算を行うことも始めている。1%、2%の場合、B/Cがどうなるのか教えてほしい。	社会的割引率の2%、1%は補助事業において参考値として扱われている。なお、今回の条件で計算すると社会的割引率が2%の場合、B/Cは1.70、1%の場合、B/Cは2.14となる。
9	個々の変動リスクについては、それぞれで感度分析するやり方があるが、治水経済調査マニュアル（案）では扱いきれていない。マニュアルで規定されている以上のことを反映させるのも重要であり、不確実性をどう表現するかが今後の課題と考えている。	数字の不確実性は、建設の費用や期間、社会的な状況によって変わってくる。感度分析についても、今後検討を進めていきたい。
10	計画時点の事業評価と、事業実施中の事業評価として評価は役割が異なる。今回は、どちらの事業評価か教えてほしい。	事業実施の際のB/Cです。
11	東京都の中小河川でB/Cを算出する際の計算ケース数の考え方について説明いただきたい。	B/Cの算定については前回と同様に無害流量と計画規模で計算している。治水経済調査マニュアル（案）では大河川を念頭に作成されており、確率規模は1/100～1/200の目標整備水準としている。東京都の中小河川では、目標整備水準が1/10や1/20であり、時間50mmは1/3と小さい。マニュアルの但し書きでは、「無害流量規模によってはこの限りではない」と記載があることから、無害流量規模と計画規模で計算を行っている。

【石神井川上流地下調節池整備事業について（費用便益比の算定）】

整理番号	ご意見・ご提案（要旨）	回答
1	ボリュームが大きい雨が降ったときの対応について、東京都はどのように考えているか教えてもらいたい。	ゲリラ豪雨のような降雨継続時間の短い集中豪雨については調節池のような貯留施設で対応することを考えている。一方、台風性の豪雨のような総降雨量が大きい豪雨については、河道整備が重要であると考えている。このことから、東京都では、時

		間 50mm までの降雨については河道整備とし、それを超える降雨については調節池等で対応することとしている。また、線状降水帯など長時間にわたって降り続く降雨については、昨年公表した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」で示した地下河川といった流下型の施設を整備して対応していきたいと考えている。こうした対策を組み合わせながら進めていきたいと考えている。
2	東京都の治水事業は内水被害と外水被害を分けて考えているが、住民から見ると浸水被害は一緒である。今後は、2020年に国交省が公表した流域治水の考え方に沿って進めていかないとはいけない。建設局は下水道局との調整をどのように行っているのか。	昭和60年代から河川（建設局）と下水道（下水道局）は総合治水対策として、流域対策を所管する都市整備局と連携し、3局で豪雨対策を行っている。定期的に協議会等を行い、3局連携を図っている。こうした取り組みについて、今後も継続していく。また、建設局と下水道局の2局間でも定期的に協議会等で連携を図っている。

【その他】

整理番号	ご意見・ご提案（要旨）	回答
1	今後の気候変動を踏まえ、整備水準の見直しでは、より強い計画降雨での浸水被害が拡大していく。また、その降雨の発生頻度も起こりやすくなると考えられている。そのため、今後の施設整備の効果を確認する際には、こうした点も考慮する必要がある。	現在、対策強化流域で気候変動を踏まえた整備計画の変更について検討を開始している。今後こうした意見を踏まえ検討を行っていく。